平成２５年（フ）第１４３６号
愛知県北名古屋市鹿田坂巻２番地１　スタービル・ユウ201号室
債務者　岩田　麻希（旧姓尾﨑）
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堤　こずゑ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月24日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０６号
広島県呉市警固屋９丁目４番33号
債務者　見世　泰章
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岡　嗣也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月25日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１２４号
広島県呉市警固屋９丁目４番33号
債務者　見世　義幸
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岡　嗣也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月25日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１８４１号
札幌市中央区南13条西10丁目２番25―606号
債務者　今　　秀樹
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　直山　敬弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５０号
仙台市宮城野区五輪１丁目４番22―911号
債務者　高橋　玲子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　雄大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７５５号
名古屋市南区内田橋２丁目20番17号　タケセイハイツ内田橋３Ｅ号
債務者　西村　和晃
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤　良人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３９号
大分県別府市大字鶴見4548番地の75
債務者　野口　一郎
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀井　正照
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５１６号
兵庫県西宮市柏堂西町６番23号
債務者　藤井　拓郎
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶尾　節生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０６０号
さいたま市見沼区大字蓮沼615番地１　エクセル大宮東３番館710
債務者　細川　悦茂
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　弘明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５３５号
名古屋市北区志賀町３丁目18番地の94
債務者　小椋　利彦
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮﨑　真由
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８０８号
兵庫県西宮市石在町８番１号
債務者　中西　文男
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　祐規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１６７５号
三重県志摩市志摩町越賀765番地
債務者　小川　晴正
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野　　守
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７５２号
名古屋市中川区広田町２丁目42番地１　ひろたの杜Ｂ棟、住民票上の住所名古屋市港区新茶屋２丁目1006番地
債務者　服部　正行
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榊原　裕臣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０８号
埼玉県越谷市千間台西５丁目11番地30　ハイツアイランドⅠ203
債務者　長谷川　航
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　配島　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３５３号
金沢市小坂町中23番地１　レジデンスＫ１―105号、従前の住所金沢市御所町２丁目187番地２
債務者　林　　省一
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北尾　美帆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３１８号
岐阜市椿洞614番地３
債務者　ラフィーネこと　三島　義文
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２２号
宮城県登米市南方町照井86番地10
債務者　髙橋香小里
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
仙台地方裁判所登米支部